資料７

よりそい弁護士制度



日弁連　拘禁制度改革実現本部委員
弁護士　小　竹　広　子　（第二東京弁護士会）

0　犯罪は、（間違った）問題の解決策

1. お金、住居、仕事がない
2. 教育、情報、知恵がない
3. 良い人間関係がない（居場所、役割、生きがい）
4. 感情抑圧・無感覚（生き生きとした感情が感じられない）
 （自分の気持ちがわからない→他人の気持ちもわからない）
5. 生き難さ
 （自尊感情、共感性、協調性、柔軟性、問題解決能力の欠如）

リソースが欠如・問題を抱えた時、間違った選択肢＝犯罪

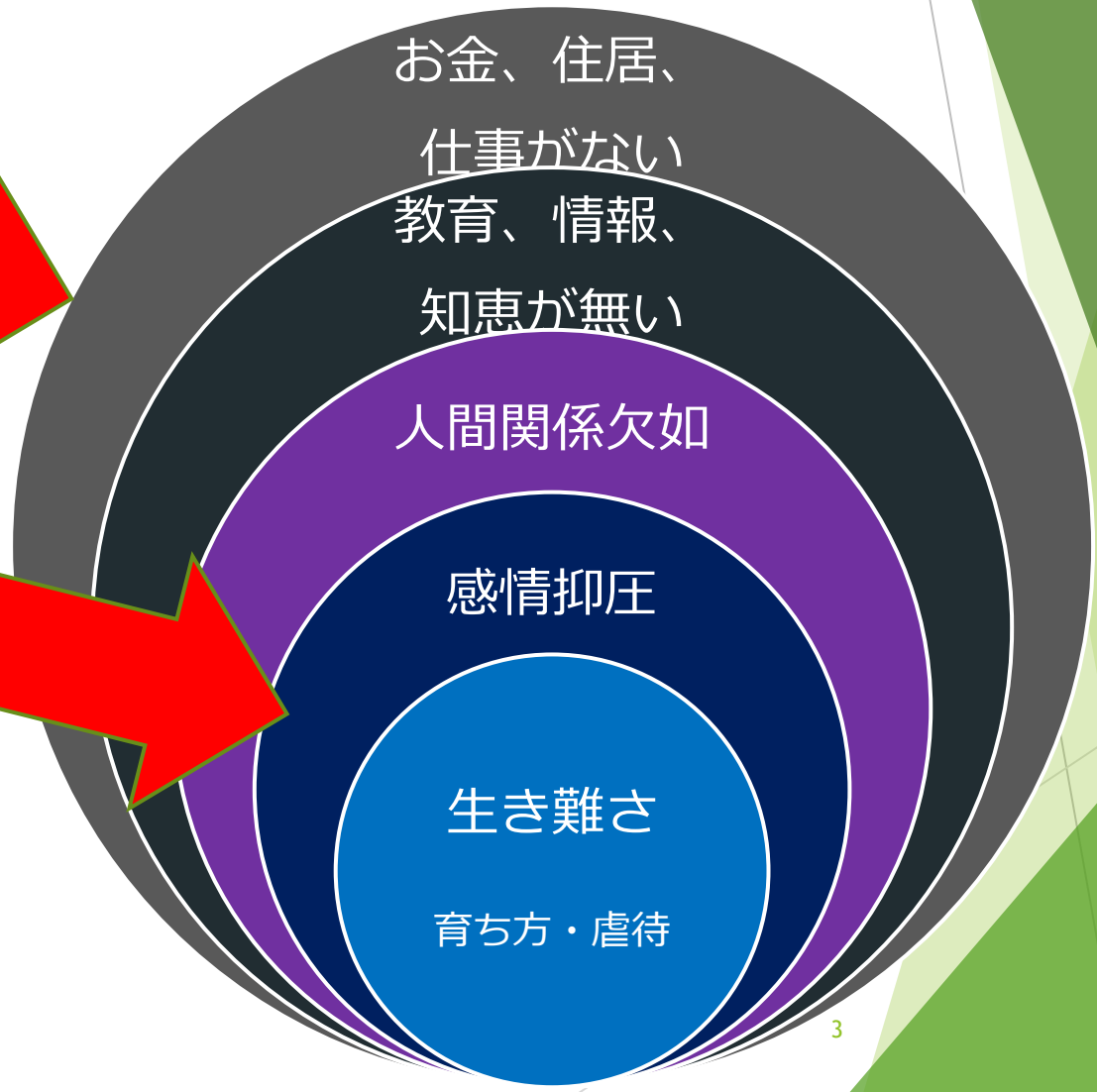
だから…

同じ状態だと、同じ間違った選択をする可能性がある

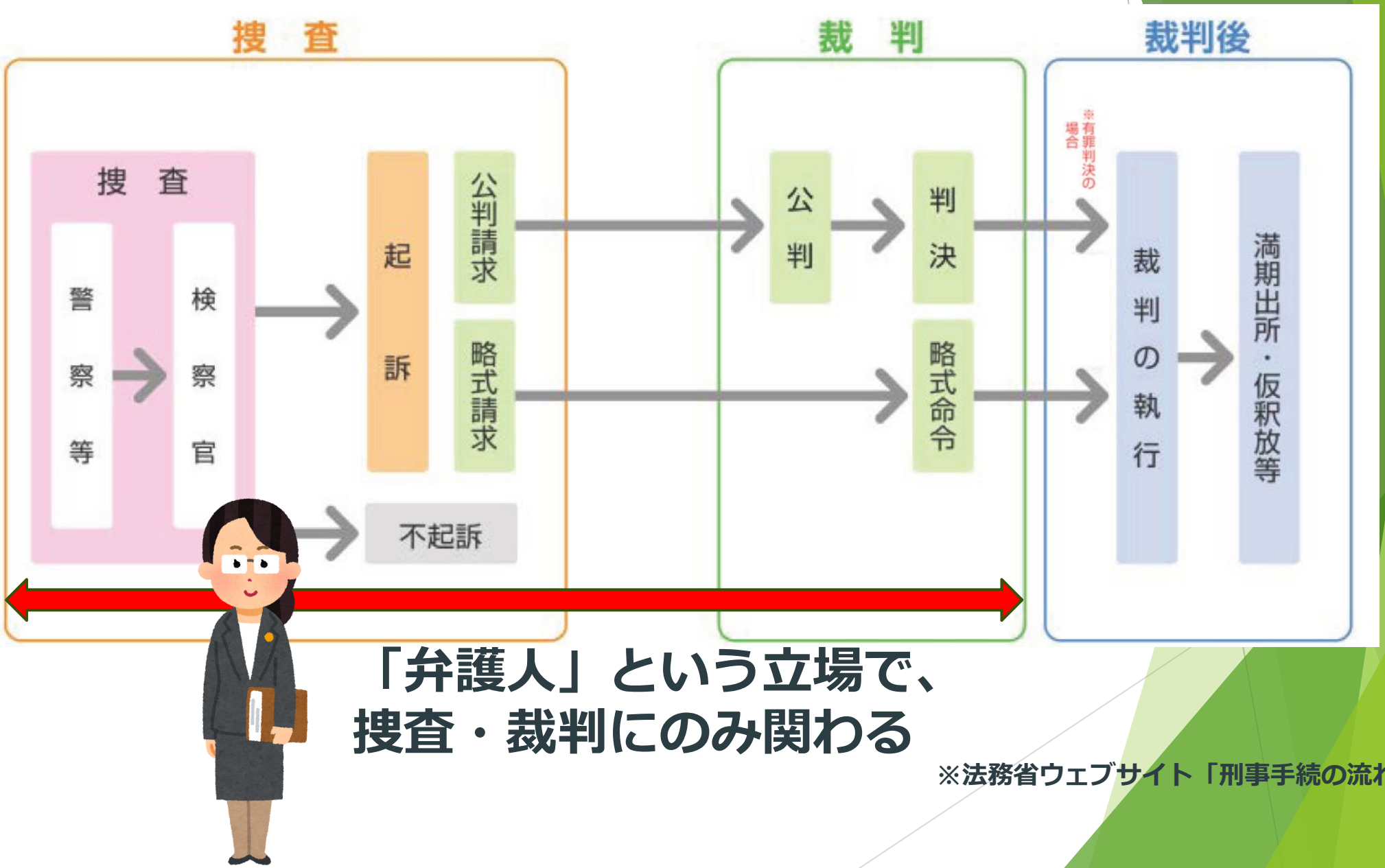
罪を犯す人が抱えている問題

問題の表層へのアプローチ

コアへのアプローチ



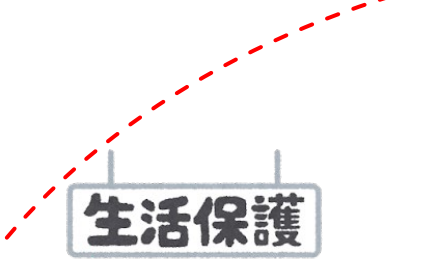
1　刑事弁護人の立場



「弁護人」という立場で、
捜査・裁判にのみ関わる

※法務省ウェブサイト「刑事手続の流れ」より

2　～出所・釈放後に待ち構える諸問題～



生活保護申請



障害者手帳取得



入院・通院



債務整理



示談・弁償



自助Ｇへの参加



3　よりそい弁護士制度とは

弁護士は「執行猶予判決を受けたのにまた覚醒剤を使用した」「また万引きをして捕まった」という事例を多数経験。

裁判後も、支援が必要と痛感する。

これまでも、弁護士は、人知れず社会復帰支援を行ってきた。

しかし、どこからも費用が支払われず、ボランティア活動。

できる弁護士は限られる！

刑事手続終了後の、社会復帰・再犯防止のための弁護士の活動に対し、弁護士会が一定の費用を支払う

「よりそい弁護士制度」が誕生

４　よりそい弁護士制度のあゆみ（弁護士会）

年月日	経緯
2016年8月	**兵庫県弁護士会**　導入・運用開始
2019年4月	**愛知県弁護士会**独自の制度及び県のモデル事業の並立として、「よりそい弁護士制度」の運用が開始（モデル事業は1年間） ⇒2021年4月より、愛知県独自の再犯防止推進事業の一環として改めて県からの委託を受け、県の事業としても継続
2021年11月	**札幌弁護士会**　試行的に運用開始　⇒2023年4月～　本試行
2022年春	**大阪弁護士会**　アウトリーチ事業の一環として運用開始
7月	**広島弁護士会**　試行的に運用開始　⇒2023年1月～　本試行
10月	**第二東京弁護士会**　運用開始
2023年3月	**山梨県弁護士会**　運用開始（相談のみ）
2024年1月	**福岡県弁護士会**　県の委託事業として運用開始 **第一東京弁護士会**　運用開始
2025年	**東京弁護士会**　運用開始 **京都弁護士会**　運用開始
その他	**奈良県弁護士会**「更生支援における司法福祉連携委員会」

※赤字は、矯正管区との申合せを締結している弁護士会

5　いままで行ったよりそい支援の例

【施設内にいるとき】

(1)　家族・就労先との関係調整

(2)　入所する福祉施設や病院等との調整

(3)　特別調整の対象者として選定してもらうための上申

(4)　障害者手帳取得、障害状況確認届作成の支援

【施設から出るとき、出た後】

(1) 出所後の帰住先への移動支援・出迎え手配・付き添い

(2) 居住支援（グループホーム等）就労支援（就労先探し・連絡調整・同行等）

(3) 治療支援（薬物、アルコール、ギャンブル、DV、窃盗の治療先紹介、入院申込

(4) 自助グループの紹介・同行

(5) 作業所通所や就労開始後の継続支援

6　よりそい弁護士制度を使っての実例
刑務所からの申込

- 窃盗で短期の受刑→出所後１～３ヶ月で再犯の繰り返し
- 二弁のよりそい弁護士制度の対象とし、弁護士ふたりで受任
- 出所日が土日、弁護士が出迎え、ホテルへ案内
 月曜に生活保護申請・携帯電話契約
- 簡易宿泊所に寝泊まりし、精神科でのデイケア通院を開始
- 数か月後、グループホームに入居
- 更に数か月後、週１日Ｂ型作業所に通所
- 更に数か月後、 Ｂ型作業所を週２日に増やす→更に週５日に。
- 現在約２年半経過。本人「とても安定して生活できている」

7　どんな人が対象？　手続きは？

東京三弁護士会の制度
【対象者】 ①　都内の刑事施設・少年院に収容されている人、又は過去に収容されていた人 ②　刑事施設から出所又は少年院から出院した後、都内に居住もしくは就労している人、又はその予定がある人 ③　但し、５０万円以上の資産を有する場合は利用できません。
【申込できるのは】 ＊本人以外からの申し込みには、本人の同意が必要です **①よりそい相談** **本人・家族・施設職員・自治体職員・雇用検討中の事業主など・弁護士** **②よりそい支援** **施設職員・自治体職員・元弁護人**

- **「高齢・障害」という要件なし**
- **自治体職員の方からもお申し込みください**

お問合せ窓口：０３－３５８１－２２５７